

少子化への対応に向けた施策の推進について

【内閣府・厚生労働省】

提案・要望の内容

少子化を国の基本に関わる最重要課題と捉え、総合対策を講じるとともに、社会全体で子育てを支援する国民的機運の醸成を図ること。

特に、次の対策を充実すること。

- 1 出産や子どもの成長段階に応じ、その該当世代の所得状況を考慮して、税制度や社会保障制度を含めた、効果的な経済的負担の軽減を行うこと。
特に、次の負担軽減については、早急に実施すること。
 - ・ 医療保険制度における乳幼児医療に係る本人負担を軽減すること。[2割→1割]
 - ・ 特定不妊治療について、医療保険の適用も視野に、さらなる負担軽減を図ること。
- 2 保育・地域子育て支援に係る国の補助制度について、小規模施設等の多い中山間地域などの実情やニーズに応じて事業が実施できるよう施策を充実すること。
- 3 中小企業における仕事と家庭が両立できる環境整備をすすめること。
 - ・ 事業主に対する意識啓発を推進すること。
 - ・ 特に、従業員数が少ない小規模な企業に対する施策を充実すること。

【現状と課題】

○ 経済的負担の軽減

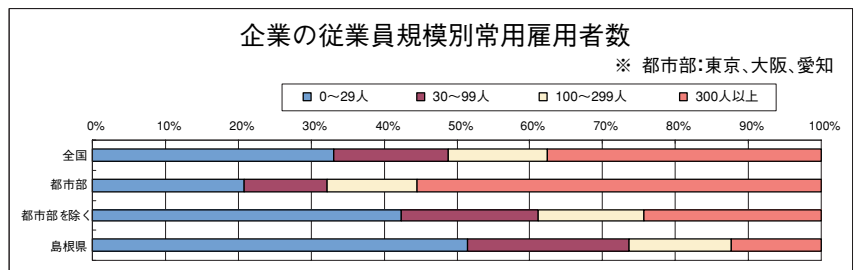
- ・ 子育ての経済的負担の軽減については大きなニーズがあり、その主体である所得税・社会保障制度を含めて、国の責務において総合的な対策を構築すること。

○ 保育や子育て支援施策の充実

- ・ 島根県は人口集積が少ないため、地域子育て拠点施設や保育所は小規模なものが点在している。また、子育ての環境や親の就労形態の多様化に伴って、地域子育て支援拠点施設や一時・休日保育などのニーズも多様化してきており、子育ての負担感・不安感を軽減し、仕事と生活の調和を実現するためには、これらのニーズに的確に対応していくことが不可欠。

○ 仕事と家庭の両立

- ・ 大企業に比べて中小企業の取り組みが遅れている。特に、従業員規模が小さな企業に雇用されている労働者の割合が高い本県においては、小規模な企業の実態に即した施策を一層推進することが重要。



【 本県の取り組み状況・方針 】

- 従来から乳幼児医療費の助成を県単独で行っており、平成17年10月から本人負担1割の対象を小学校入学前まで拡充した。
- 平成17年度から特定不妊治療費の助成、平成15年度から第三子以降の保育料軽減を実施。
- 特別保育については、国庫補助基準に満たない小規模な事業に対しても、「しまね子育て総合支援推進事業交付金」により支援を実施。
- 平成19年度から「しまね子育て応援企業認定制度」などにより、子育てを応援する企業への優遇措置の実施や顕彰、取り組み事例の普及に取り組んでいる。

【 提案・要望の効果 】

- 子育てにおける経済的負担の軽減（社会保障の拡充、税・乳幼児医療費の負担軽減）
- 各種保育サービスの充実
- 育児休業・育児時間の取得等、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進

URL：<http://www.pref.shimane.lg.jp/shoshika/>